

平成27年2月から

市営住宅の募集の方法が変わります

北九州市では、住宅にお困りの皆様に、より早く入居ができるように、市営住宅の募集方法を変更します。



1 定期募集(空き家・新婚)が年6回に増えます

空き家募集及び新婚募集は、
これまでの年4回「2月・5月・8月・11月」から、
年6回「2月・4月・6月・8月・10月・12月」に募集回数を増やします。
※住宅困窮者募集は、年4回「2月・6月・8月・10月」に実施します。
(4月・12月はありません。)

2 定期募集(空き家・新婚)の郵送・インターネット受付を開始します

空き家募集及び新婚募集は、窓口での受付に加え、
郵送・インターネットでの受付を実施します。
※住宅困窮者募集は窓口での聞き取りが必要なため、現行どおり
窓口での受付のみです。

3 多数回落選者の優遇措置の確認方法を簡素化します

郵送・インターネット受付を開始することに伴い、
郵送・インターネット申込者については「市営住宅申込状況確認カード」の確認なしで優遇措置します。
※窓口受付の場合は、引き続き「市営住宅申込状況確認カード」に受付印を押印します。(ただし、窓口で受付印の確認ができなかった場合についても、郵送・インターネット申込者と同様に、過去の落選回数から優遇措置します。)

4 先着順募集は、年3回にまとめて実施します

定期募集で申し込みのなかった部屋を翌月募集する先着順募集は、
定期募集のない**3月、7月、11月にまとめて先着順募集**します。
※受け付けの開始日は、募集案内書をご確認ください。



詳しくは、
北九州市住宅供給公社 管理第二課 (Tel.531-3030)
または、
各区役所市営住宅相談コーナーまでおたずねください。